



調整給付金（不足額給付分Ⅰ）の支給のご案内

「調整給付金（不足額給付分Ⅰ）」とは？

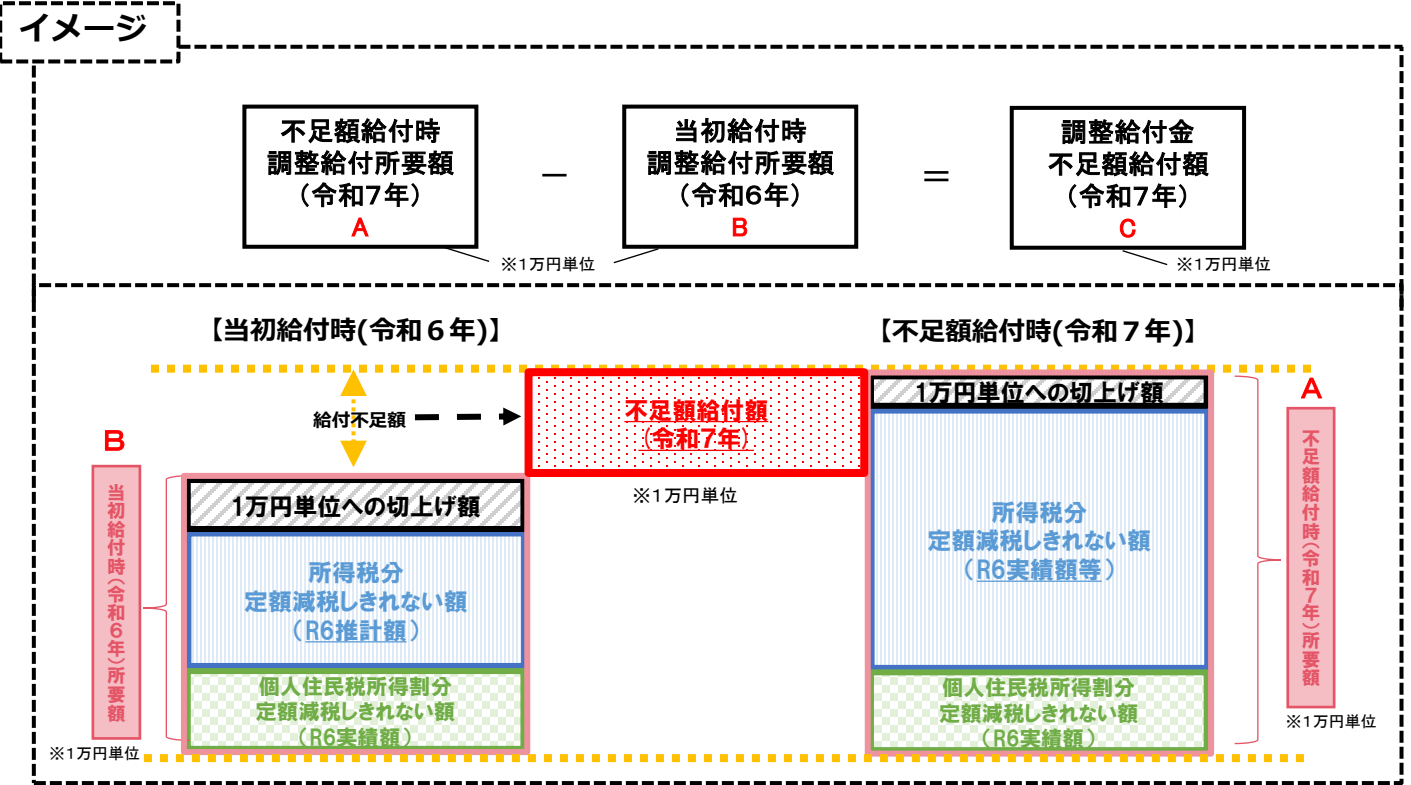
調整給付金「不足額給付分Ⅰ」とは、以下の事情により**当初調整給付**（注1）の支給額に不足が生じる場合に、追加で支給を行うものです。

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来支給すべき所要額**（注2）と、**当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給します。

- 例
- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
 - こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
 - 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

（注1）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

（注2）所要額については、市で知り得た給与支払報告書又は公的年金等支払報告書などから把握できる情報を国の算定ツールを用いて所要額を算定しております。



給付金の支給手続き

○同封の書類(支給確認書)内容をご確認ください。

「調整給付金(不足額給付分)確認書」の内容を確認し、必要事項を記入してください。

本人確認や受取口座確認などの書類を添付して、**令和7年10月31日(金)までに返送してください。**

返送期限までに返信がない場合は、本給付金を辞退したものと見なしますのでご注意ください。

書類を受理した日から約1カ月後に記入された支給口座へ振り込みます。

提出前に再度、書類に記入漏れや添付書類漏れなどがないように確認をお願いします。

提出書類に不備があった場合は、書類審査ができないため給付ができませんので、書類の記入や添付はお間違いないようにお願いします。

※振込日については、後日、通知が届きますのでご確認ください。

※振込時間については、金融機関によって異なりますので、各金融機関へお問い合わせください。

その他



「調整給付金（不足額給付分）」（定額減税補足給付金）等の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

柳川市役所 (大和庁舎2階)

担 当 福祉課 調整給付金係

住 所 柳川市大和町鷹ノ尾120番地

電 話 (0944) 77-8822

受付時間 午前8時30分～午後4時30分（土日、祝日は除く）